陳 情 文 書 表

受理番号	陳 情 第 5 3 号
件 名	新潟中央環状道路及び関連道路の都市計画決定に反対することに ついて
要 旨	新潟中央環状道路の名称で、都市計画決定に向けてリスタッカで、都市計画決定に向けてリスタッカで、都市計画決定に向けてリスタッカにのまま道路計画が進められると、未来永劫にわたって地域住民に経済奪う結果が生じるとと推測されるうまでもなく、が当時では、大きないの道路計画は高いでは、大きなが生じるとが生活をであるが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きな
付 年月日 委員会	平成 23 年 2 月 17 日 第 1 項 環境建設常任委員会
受 理	平成 23 年 1 月 17 日 第 5 0 3 号

また,旧白根市の最高意思決定機関の議会では,議会に特別委員会を設け,概略ルートの都市計画決定に長年審議を重ね,促進に向け努力をされ,平成10年9月21日に,新潟大外環状線白根市ルートの決定と事業の早期促進に関する要望決議が全会一致で原案のとおり可決されました。この可決の後,平成10年12月定例会に概略ルートの沿線の住民代表から,新潟大外環状線白根市ルートの早期の都市計画決定と早期事業着手,そして沿線の地域に対して国土利用計画法に基づく土地利用計画を早期に定めて建設促進を求める請願が出され,全会一致で採択されています。

この時点で新潟大外環状線の旧白根市のルートは決まっています。

この不動のルートを踏まえて,市町村の合併の特例に関する法律のもと,地方自治法の規定に基づく合併建設計画の中で概略ルートを整備するという約束で合併を行ったのです。

合併後,新潟市が政令指定都市になると,権限移譲で道路法第3条の規定の県道の建設維持が新潟市の所管になり,名称を新潟中央環状道路と変えただけでなく,私どもの地域の通過ルートを大きく変更し,概略ルートを逸脱し,一番重要な生活道路の県道白根亀田線を寸断することになります。そして私どもの集落にとって通勤通学など日常生活に利便なすべての生活道路を寸断し,一番大切な生活基盤の農業が道路建設によってできなくなります。

白根市が存続していたころ、私どもの集落に対する道路の新設の 説明では、国、県、市も常に「現道を使用すると費用と時間がかか るので新たに道路を作るのが原則です」と説明されていましたが、 政令指定都市の新潟市はこの道路計画に関しては「現道を使うと安 くなる」との一点張りで、まるで逆の説明です。

私ども集落の住民は今の新潟市を信じることができません。前段に経過を申し述べましたように,我が国は明治以来の法治国家であり,政令指定都市の新潟市は法令遵守を標榜され,コンプライアンス条例までつくっています。法令遵守を要諦とされ,行政運営をされている新潟市が法のもとで約束したルートを強行に変更して20.2キロメートルを都市計画決定すれば,その日からこの道路計画に関して我々は協力することができません。

貴議会も平成20年7月に都市計画法第18条の2の規定により定める都市計画に関する基本的な方針,いわゆる新潟市都市計画基本方針を議決しています。

その議決したルートは合併のとき約束した概略ルートです。新潟市の最高意思決定機関での議決は、大変重く受けとめるべきと存じます。

(次項につづく)

貴議会におかれましては,南区上塩俵の住民の苦衷を御賢察の上,市町村の合併の特例に関する法律のもとで約束した概略ルートで新潟中央環状道路の都市計画決定がなされ,建設促進が実施されますよう下記の事項について陳情します。

記

- 1 新潟中央環状道路の計画は、合併協議会の協議の中で市町村の合併の特例に関する法律のもとで約束した概略ルートで市当局は道路計画を推進すべきである。新潟市議会で平成20年7月議決した新潟市都市計画基本方針の中に明記した新潟中央環状道路のルートは、概略ルートと同一であることから、市当局は概略ルートを不動のルートと認識し、万難を排して道路計画を推進すること。
- 2 新潟中央環状道路の都市計画決定に向け、現在当局が説明している 県道白根亀田線を使用したルートを南区上塩俵の住民は看過できな い。このルートで強行に推進するのであれば、道路計画そのものを白 紙撤回すること。